建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年７月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　井上工業株式会社　金井　浩之　大阪府大阪市淀川区西中島１－11－16　国土交通大臣許可（特－25）第25189号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年７月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　帝人エンジニアリング株式会社　坪井　理史　大阪府大阪市中央区南本町１－６－７　国土交通大臣許可（特－24）第24928号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年７月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ツバコー・エス・ケー　夏原　悟郎　京都府京都市下京区油小路木津屋橋下ル北不動堂町480　国土交通大臣許可（般－25）第25167号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年７月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三陽建設株式会社　大石　　彰　滋賀県甲賀市甲賀町田堵野890－１　国土交通大臣許可（般特－26）第25669号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年７月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ワイエム工業株式会社　山路　高純　大阪府大阪市平野区加美西１－９－７　国土交通大臣許可（般特－24）第15763号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年８月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クボタ工建　石見　忠之　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47　国土交通大臣許可（特－23）第21756号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年８月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年８月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社初島組　嶋田　英展　和歌山県有田市初島町浜1071　国土交通大臣許可（般特－24）第1033号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年８月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　倉敷紡績株式会社　藤田　晴哉　大阪府大阪市中央区久太郎町２－４－31　国土交通大臣許可（般特－22）第5489号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 11 月 18 日

近畿地方整備局長　山田　邦博